

# 税務・財務情報 第2910号

## これ、給与？外注費？

### 給与と外注費の違い、ご存じですか？

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人

#### 株式会社トータル財務プラン



税 理 士 法 人 トータル財務プラン

行 政 書 士 法 人 トータル財務プラン

友 弘 正 人 公 認 会 計 士 事 務 所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.co.jp>

e-mail [info@topp.co.jp](mailto:info@topp.co.jp)

# これ、給与？外注費？ 給与と外注費の違い、ご存じですか？

## 1 はじめに

労働の対価として個人に報酬を支払う場合、それが「給与」なのか「外注費」なのか、迷ったことはありませんか？双方とも労働の対価として支払われるもので会社経費となる点は同じです。しかし、「給与」と「外注費」では、税務上の取り扱いが大きく異なります。

税務調査で、「外注費」として処理していたものを「給与」だと指摘されたら？  
今回は、「給与」と「外注費」について説明します。

## 2 「給与」とは？「外注費」とは？

### (1) 給与とは

雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として支払われるものをいいます。

給与の支払時には所得税の源泉徴収義務があります。また、消費税の課税仕入の定義では、その範囲から給与等を対価とする役務の提供を除くとしており、仕入税額控除ができません。

### (2) 外注費とは

業務請負契約などによって、会社の業務の一部を外部の企業や個人事業主などに委託（アウトソーシング）し、その対価として支払われるものをいいます。

外注費は給与と違って所得税の源泉徴収義務がありません（所得税の源泉徴収義務がある報酬に該当する場を除きます。）。また、社会保険への加入義務もなく、消費税は課税仕入れに含まれるので一定の計算方法では仕入として税額控除できます。

### (3) 外注費のほうがお得？

(1)(2)を読むと、同じように報酬（労働に対する対価）を支払う場合、社会保険料の負担もなく、報酬に係る消費税も控除できる「外注費」として処理したほうが有利な感じがします。

しかし、「給与」にするか「外注費」にするか、勝手に決めてよいものではありません。

## 「外注費」処理していたものを「給与」と指摘された場合

例えば、

A社が、新聞の折り込みチラシのデザインをA社社長の友人Bさんに依頼しました。A社はBさんに約3か月間仕事をしてもらい、その報酬として40万円を月に1度、合計3回支払うこととし、支払の都度、「外注費」として下記のように処理していました。

外注費	370,370円	現金	400,000円
仮払消費税	29,630円		

後日、これは「外注費」ではなく「給与」と指摘された場合、下記のような影響が生じます。

### (1) 消費税への影響

外注費に係る消費税として仕入税額控除していた消費税分（上記の場合、29,630円×3回分＝88,890円）が否認され、追徴課税されます。

### (2) 源泉所得税への影響

外注費ではなく給与となるので、源泉所得税の徴収漏れとなり、40万円の給与に対する源泉所得税85,700円（乙欄）×3回分＝257,100円が追徴課税されます。

### (3) 罰則規定

上記に加え、過少申告加算税、不納付加算税、延滞税も課されます。  
（源泉所得税の不納付加算税は10%です。）

## 4 判断基準

「給与」に該当するか、「外注費」に該当するかの区分は、明確でない場合が多いため税務上の取扱いでは次のような判定の目安を例示しています。

### (1) その契約の内容が他人の代替を容れるかどうか

YES ⇒ 外注費

NO ⇒ 給与

### (2) 時間的な拘束を受ける場合

YES ⇒ 給与

NO ⇒ 外注費

(3) 仕事の進行に当たり個々の作業について指揮監督を受けるか

YES ⇒ 給与

NO ⇒ 外注費

(4) まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失した場合等において、その者が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるか

YES ⇒ 給与

NO ⇒ 外注費

(5) 役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているか

YES ⇒ 給与

NO ⇒ 外注費

チェックリスト (参考)

	給与	外注費
契約形態	雇用契約	請負契約
報酬形態	時間給、日給、月給などにより支払われる	契約に基づき支払われる
時間的拘束	就業規則またはこれに準ずる規則に定める、始業、就業時間などの拘束を受ける	期間内であれば、自己の責任において自由に行うことができる
指揮監督	会社の指揮・監督下におかれ、その指揮命令に服して継続的に役務を提供する	自己の責任において独立して役務を提供する
他人の代替	本人が急病等により業務に従事できない場合、本人が他の者（第三者）を手配して業務に従事させることはできない	本人が急病等により業務に従事できない場合、本人が他の者（第三者）を手配して業務に従事させることができる
材料・用具の供与	会社が所有している材料・用具を準備し供与する	本人が所有している材料・用具等を使用する（業種によっては材料や用具を会社が供与することもあります）
不可抗力により完成品等が滅失した場合	例えば、台風によりまだ引き渡しを完了していない完成品が損壊してしまった場合でも、提供した役務に対する報酬の支払を請求できる	左記のような場合、報酬の支払を請求できない

## 5 最後に

したがって、先ほどの例でいうと A 社が B さんに支払う費用が、外注費又は給与のいずれに該当するかについては、原則的には B さんが雇用契約に基づき A 社に従属し、かつ A 社の企画により行われる事業に役務を提供する場合は、外注費ではなく給与に該当します。

この判定が困難な場合は、上記 (1) ~ (5) の事項を総合勘案して判定します。

何かご不明な点がございましたら、弊社担当者までご連絡ください。